



厚生労働省福島労働局発表
平成23年 5月24日

※地震関連第82報

担	福島労働局労働基準部健康安全課
当	課長 五十嵐 健一
	主任安全専門官 和田 茂
	電話 024-536-4603

定期自主検査の有効期間延長に係る

発表資料の訂正について

平成23年4月12日付け、地震関連第54報でお知らせいたしました、東日本大震災により検査を受けることが困難となった、ドラグ・ショベル（バックホー）等の機械に係る特定自主検査の有効期間について、事業主からの「延長の申し出」により延長することができる期間の記載に下記の誤りがありましたので訂正いたします。

お詫びし、訂正申し上げます。

記

延長することのできる期間

誤 : 平成23年8月31日

正 : 平成23年6月30日

※ 対象となる主な車両系機械

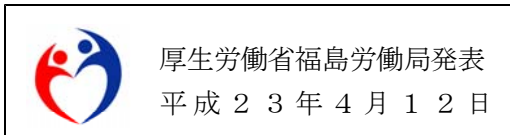
- 1 車両系建設機械 [ドラグ・ショベル（バックホー）、ブルドーザー]
- 2 高所作業車
- 3 車両系荷役運搬機械（フォークリフト、不整地運搬車）

（各機械とも年1回の検査が必要、ただし不整地運搬車は2年）

※ 同じく掲載された、性能検査に係る延長期間に変更はありません。

詳しくは、福島労働局 健康安全課（024-536-4603）

又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



厚生労働省福島労働局発表
平成23年4月12日

※地震関連第54報

担 当	福島労働局労働基準部健康安全課
	課長 五十嵐 健一
	主任安全専門官 和田 茂
	電 話 024-536-4603

検査証や定期自主検査の有効期間が延長されます

事業場にとって、東日本大震災による影響で当面検査を受けることが困難な状況であることから、ボイラーやクレーン等の検査証の有効期間が、平成23年3月11日以降に満了するものについては、その満了日を平成23年8月31日まで延長することとしましたのでお知らせします。

この措置により、平成23年8月31日までに検査を受ければ、本来の検査期限が過ぎていても、本来の満了日にさかのぼって検査を受けたこととして取り扱います。

その際、月例の自主点検を実施し、機械に異常がないことを確認して使用してください。

・対象となる主な特定機械（性能検査に限る）

- 1 移動式クレーン
- 2 クレーン
- 3 ボイラー
- 4 第一種圧力容器

また、同じように、ドラグ・ショベル（バックホー）や高所作業車など1年（あるいは特定の期間）に1回特定自主検査を実施しなければならない機械についても、その実施すべき期限が、事業主からの「延長の申し出」により、最大平成23年8月31日まで延長することができます。

その際、月例の自主点検を実施し、機械に異常がないことを確認して使用してください。

・対象となる主な車両系機械

- 1 車両系建設機械 [ドラグ・ショベル（バックホー）、ブルドーザー]
- 2 高所作業車
- 3 車両系荷役運搬機械（フォークリフト、不整地運搬車）
（各機械とも年1回の検査が必要、ただし不整地運搬車は2年）

詳しくは、福島労働局健康安全課（024-536-4603）

又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。